

山口県報

平成23年
8月30日
(火曜日)

目次

規則
山口県希少野生動植物種保護条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)……………一

告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなければならない区域の指定(環境政策課)……………一
保安林指定の解除(森林整備課)……………一
解除予定保安林(宇部市)(森林整備課)……………二
保安林予定森林(森林整備課)……………二
公告
平成二十三年度砂利採取業務主任者試験の実施(新産業振興課)……………三
人委規則
公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則……………四



山口県希少野生動植物種保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年八月三十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第三十七号

山口県希少野生動植物種保護条例施行規則の一部を改正する規則

山口県希少野生動植物種保護条例施行規則(平成十七年山口県規則第四百二十二号)の
一部を次のように改正する。

第十条第四号ラを次のように改める。

ラ 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第一条第一号に規定する放送の業務
又は電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管
理のために必要な行為
附則
この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百二十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有
害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしな
ければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。
平成二十三年八月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 形質変更時要届出区域
光市大字島田字八幡三四三四の二九の一部
- 二 特定有害物質の種類
一・一 ジクロロエチレン、シスー・二 ジクロロエチレン、ジクロロメタン、
テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

山口県告示第三百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、保
安林の指定を次のとおり解除する。
平成二十三年八月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所
光市虹ヶ浜三丁目五の一・六の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び光市経済部水産課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 解除に係る保安林の所在場所
長門市西深川字後ケ迫九八八
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

山口県告示第三百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十三年八月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除予定保安林の所在場所
宇部市大字善和字長尾八四の五、字鳥越九三の二三、九三の二四、字立山ケ浴七五
- 二の二六、七五二の二七
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
電気工作物施設用地とするため

- 一 解除予定保安林の所在場所
宇部市大字上宇部字柳平山七二四の一、大字川上字大固屋七二四の一五二から七二四の一五四まで、字男山七五五の六、七五五の七、大字吉見字水木ケ浴一〇三七の二三、一〇三七の一四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備及び公衆の保健

三 解除の理由
電気工作物施設用地とするため

山口県告示第三百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十三年八月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林予定森林の所在場所
下関市豊田町大字一ノ俣字かけはし六七七の一、六七七の三、六八一の五、六八一の六、字はやしる六七九の一、六七九の五、六八〇の四、豊田町大字八道字坊主ケ浴八〇三の二

- 二 指定の目的
秋市大字福井上字釜ケ浴二四二〇、字あら谷二四二二の一
水源のかん養

- 三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下関市豊田町大字一ノ俣字かけはし六七七の一・字はやしる六七九の一・六七九の五(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 保安林予定森林の所在場所
岩国市周東町瀬越字一本松一三七五の一

美祢市秋芳町青景字保ヶ迫五〇三、字笠岩五〇七の一、五〇七の三、五〇八、字広畑一三〇〇、一三〇一、一五一九

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
岩国市周東町瀬越字一本松一三七五の一(次の図に示す部分に限る。)

美祢市秋芳町青景字保ヶ迫五〇三・字笠岩五〇七の一・五〇七の三・五〇八・字広畑一三〇〇・一三〇一・一五一九(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(二七二) 平成二十三年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成二十三年八月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

平成二十三年十一月十一日(金曜日)午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号

山口県庁商工労働部一号会議室

- 三 受験資格
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

四 試験の科目

- (一) 砂利の採取に関する法令
- (二) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

五 受験願書の受付期間

平成二十三年十月七日(金曜日)から同月二十八日(金曜日)まで(郵送の場合、十月二十八日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一)

山口県商工労働部新産業振興課

七 提出書類

- (一) 受験願書

(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部新産業振興課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十二センチメートル以上のもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額

一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百円
七部以上十一部以下	二百四十円
十二部以上二十三部以下	三百九十円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部新産業振興課(電話〇八三一九三三―三二五五)にすること。



公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年八月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十七号

公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣に関する規則(平成十四年山口県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

十三 山口県土地改良事業団体連合会

附 則

この規則は、平成二十三年九月一日から施行する。

平成二十三年八月三十日印刷
平成二十三年八月三十日発行

発行人所

山口県知事